

2020年3月10日

島根中央信用金庫

当金庫敷地内全面禁煙のお知らせ

2020年4月1日健康増進法の全面施行により受動喫煙対策が強化されます。

これに伴い当金庫におきましては、下記の通り2020年4月1日（水）より、敷地内全面禁煙を実施いたしますので、お知らせ申し上げます。また合わせまして全役職員の就業時間中禁煙にも取り組みます。

喫煙をされるお客様にはご不便をおかけいたしますが、役職員を含め地域の皆様の健康のために、今後も受動喫煙防止を積極的に進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施内容

- ・当金庫敷地内の全面禁煙
- ・全役職員の就業時間中禁煙

対象者

当金庫役職員及びご来店されるお客様

開始日

2020年4月1日（水）

以上